

令和 6 年度 第 1 回羽曳野市国民健康保険運営協議会（会議録）

〔開催日時及び開催場所〕

- ・ 日時：令和 6 年 11 月 18 日（月） 午後 2 時～午後 3 時 30 分
- ・ 場所：羽曳野市役所本庁議会第 2 委員会室

〔出席委員数〕

- ・ 14 人中 13 人出席

〔会議次第〕

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長・副会長選任
4. 会長あいさつ
5. 報告
 - （1）令和 5 年度事業実績について
 - （2）令和 5 年度保健事業等実績報告について
 - （3）その他

〔議事概要〕

1. 委嘱状交付
2. 市長あいさつ
3. 会長・副会長選任
4. 会長あいさつ
5. 報告
 - （1）令和 5 年度事業実績について
 - （2）令和 5 年度保健事業等実績報告について
 - （3）その他

○質疑・意見

報告（1）令和 5 年度事業実績について

（委 員）特別調整交付金が令和 4 年に比べ令和 5 年の交付額が下がっているのはなぜか。

（事務局）特別調整交付金のコロナに係る申請が、コロナの終息ともないコロナに係る減免の措置及び傷病手当金の支給が減少したことにより、令和 5 年は減少したためである。

（委 員）府繰入金（2 号分）の交付額が下がっているのはなぜか。

（事務局）令和 5 年までは府内統一の激変緩和措置として、その相当額が府繰入金（2 号分）に加えて交付されていた。その額が令和 4 年に比べ、令和 5 年は激変緩和措置の最終年度ということもあり、減少したことがひとつの要因である。

なお、令和6年は、この財源は全額、保険料の上昇の抑制に府が充てるため、市には交付されない仕組みとなっている。また、もう一つの要因として、点数評価分に応じた交付額が、令和4年の市への交付額と比べ、令和5年度は減少したことがある。

(委員) 繰越金は¥99,222,509とあるが、その内容と、繰越後の基金の残額及び今後の活用をどのように考えているかについて説明してほしい。また、財政調整基金積立金が¥49,618,068支出されている理由も説明してほしい。

(事務局) 繰越金の¥99,222,509のうち8,000万円分は、事業費納付金の納付に不足が生じたため、財政調整基金積立金より切り崩し充当した額である。

基金の残額は令和5年度末で、¥1,045,903,235である。この基金については、保健事業の市独自事業の取り組みや、令和5年のように事業費納付金を納付する際に現金が不足した場合に充当し活用する予定である。令和5年度までは保険料上昇の抑制にも活用することができたが、令和6年度からは府下統一ということで活用することはできなくなった。そのため、本市としては、保健事業で「プレ特定健診」として若い被保険者にも早くから特定健診を受診する習慣をつけていただく事業の財源に充てるなどしている。

財政調整基金積立金については、前年度の2分の1分を基金に積み立てなければならないことになっているため、2分の1に相当する¥49,618,068を積み立てた。

(委員) これらの交付額は保険料上昇の抑制のために府に引き上げられていっているということであるが、市が健全な運営をした努力分の相当分が市へ付与されているのか危惧している。また、事業費納付金の不足分の見通しについて説明してほしい。

(事務局) 府繰入金(2号分)は、激変緩和分とは別にインセンティブとして交付される被保険者努力支援分もあり、これについては、令和5年度は2分の1を保険料上昇の抑制のために使用することとなり、市への交付が減少した。しかし、交付されなかった分は、府内統一保険料の抑制に使われるため、被保険者に還元されている。

また、事業費納付金については、過去の3年間の総所得金額を用いて算出されるが、その金額と保険料の賦課時点での実際の総所得金額との乖離により不足分が生じることとなる。5年度はこの乖離が著しかったため基金を用いることとなったが、6年度においても5年度ほどではないが乖離は生じており、現段階で具体的な数値を示すことはできないが、不足が生じた場合は基金で補填することとなる。

(委員) 今後の財政調整基金の推移を教えてください。

(事務局) 令和5年度末現在における基金残高は10億4,590万3,235円。令和5年度は事業費納付金の不足分として8,000万円基金を取り崩した。令和6年度においても事業費納付金の不足が生じる可能性があるが、現時点で見込むことはむずかしい。

(委 員) 今年はいじめて保険料率が府内統一となったが、これから府内の国民健康保険制度が持続可能な制度として運営していけるのか不安がある。市から府へ改善のための意見などをもちかける場はあるのか。

(事務局) 府と協議する場として、代表の市が府と課題を検討するワーキンググループがあるのと、府内の全市町村が集まる市町村国民健康保険主管課長会議がある。また、今年度は当市より府へ赴き、円滑な共同運営について意見を交わす場ももった。当市としては、このような機会を利用しながら適宜、府と密に連携をとっていきたい。

(委 員) 羽曳野市は国民健康保険制度の健全な運営に努力してきた市であるという背景も踏まえて市民の健康が守られるよう市から府へ声をあげてほしい。

(2) 令和5年度保健事業等実績報告について

(委 員) 国保とく得健康応援事業を実施し、721 万円を支出したと広報に掲載されていたが、その詳細を説明してほしい。

(事務局) 令和5年に実施した事業であり、国民健康保険の被保険者が初めて特定健康診査を受診された場合は¥2,000のクオカードを付与し、特定健康診査を受診されたのが2回目以上である場合は¥1,000のクオカードを付与するということのものである。この取組に参加された被保険者数は約7,000人であり、その付与額の合計が広報に掲載した721万円である。

(委 員) 特定健康診査は60%の受診率を目標としているが、実態は39.7%で厳しい状況である。特定健診の受診率向上に向けた取り組みについて説明してほしい。

(事務局) 受診率向上のために、プレ特定健診を令和6年5月より実施し、若い方の受診率の底上げとなるよう取り組んだ。

(委 員) 生活習慣病重症化予防事業についての取り組み状況を説明してほしい。

(事務局) 生活習慣病重症化予防の対象となる被保険者数は令和5年は163人であり、予防事業に申し込まれ、かつ参加された方は13人、修了された方は12人であった。

この事業に申し込まれなかった対象者の方は、ほとんどの方がすでに医療機関にて治療を受けており、主治医と相談済みであるため当市の予防事業には参加されないというのが主な理由であった。そのため、すでに主治医と相談されている方については、これからも健診を受診していただき重症化予防をしていただくよう案内させていただくことにとどまった。

(3) その他

(事務局) 次回の国民健康保険運営協議会は、令和7年2月に開催の予定であり、議題としては、次年度の保険料率とさせていただく予定である。令和6年より大

阪府内の市町村は標準統一保険料率となり、市の裁量がないため次回から諮問ではなく、報告とさせていただきます。

また、12月2日以降は、これまで発行していた保険証は交付されず、マイナ保険証が標準となる。ただ、マイナ保険証をお持ちでない場合は、それに代わる資格確認書が交付されるので、どなたも安心して医療を受けていただける体制を整えている。市としては、この情報を広く周知し、被保険者に円滑に制度を利用していただきたいと取り組んでいる。

(委員) マイナンバーカードと健康保険証の一体化が実施されているが、災害時の医療機関の運用はどのように想定しているのか。

(事務局) マイナ保険証を利用されている被保険者には、別途、紙媒体で資格情報のお知らせを送付している。災害時はこのお知らせとマイナンバーカードを医療機関に持参していただく運用となる。

(委員) 10月8日にマイナンバーカードと健康保険証の一体化の紐づきの解除ができるようになったが、そのことを周知しているか。

(事務局) 現時点では周知が十分でない状況のため、市のホームページの情報を更新する。

(委員) マイナンバーカードと健康保険証の一体化の紐づきの解除をした場合、どのような案内があるのか。

(事務局) 解除の申請を受け付けた方については、資格確認書を送付する。

(委員) 現時点で発行されている保険証はこれから1年先までは使用可能か。

(事務局) 当市においては、来年の10月31日までの有効期限の保険証を送付しておりその期間は現在発行済みの保険証をご利用いただける。